

令和6年度随意契約による工事及び修繕（予定価格250万円以上の随意契約）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条第4項の規定により公表する。

No	担当課	契約の相手方	契約内容					随意契約理由	【根拠条文】
			工事名	場所	契約日	工期	金額（円）		
1	スポーツ振興課	コクヨ北陸新潟販売株式会社	氷見市ふれあいスポーツセンター拡張観覧席改修工事	鞍川	R6.4.5	R6.6.28	18,161,000	観覧席の部品更新にあたっては同社の専門的な知識を持つ作業員でなければ構造体の交換や部品の交換を行うことは難しく、改修後も引き続きメンテナンスを行って利用するためには納入時の使用に基づいた部品の交換を行う必要があることから、特命随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
2	ふるさと整備課	株式会社カネセ設備工業	大浦用水路応急工事（能登半島地震災害関連）	大浦	R6.4.15	R6.5.24	3,146,000	令和6年能登半島地震の応急工事であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
3	ふるさと整備課	三久建設株式会社	柿谷地内用水路応急工事（能登半島地震災害関連）	柿谷	R6.4.15	R6.5.17	3,300,000	令和6年能登半島地震の応急工事であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
4	ふるさと整備課	株式会社宮沢設備	川尻地内用水路応急仮工事（能登半島地震災害関連）	川尻	R6.4.15	R6.6.7	7,832,000	令和6年能登半島地震の応急工事であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
5	道路課	氷見土建工業株式会社	市道氷見駅朝日線(伊勢大町地内)応急修繕(能登半島地震災害関連)	伊勢大町	R6.4.19	R6.5.20	5,533,000	令和6年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
6	ふるさと整備課	有限会社三永工業	窪地内用水路応急工事（能登半島地震災害関連）	窪	R6.4.22	R6.6.14	3,190,000	令和6年能登半島地震の応急工事であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
7	ふるさと整備課	株式会社辻建設	中谷内地内用水路応急仮工事（能登半島地震災害関連）	中谷内	R6.4.22	R6.7.8	4,572,700	令和6年能登半島地震の応急工事であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
8	ふるさと整備課	三興土木株式会社	島尾地内水路応急工事（能登半島地震災害関連）	島尾	R6.4.22	R6.7.8	3,973,200	令和6年能登半島地震の応急工事であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
9	ふるさと整備課	株式会社辻建設	下久津呂外地内用水路応急工事（能登半島地震災害関連）	下久津呂外	R6.4.22	R6.6.14	3,234,000	令和6年能登半島地震の応急工事であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
10	ふるさと整備課	辻工業株式会社	万尾外地内用水路応急工事（能登半島地震災害関連）	万尾外	R6.4.22	R6.7.12	6,056,600	令和6年能登半島地震の応急工事であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

11	ふるさと整備課	田村組	令和5年豪雨災林道坪池沢川線（1号箇所）復旧工事	赤毛	R6.4.26	R6.7.31	6,207,300	競争入札において落札者が決定しなかったことから、対応が可能な業者と特命随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
12	道路課	水見土建工業株式会社	市道池田氷見駅線外2線(朝日丘外地内)応急修繕(能登半島地震災害関連)	朝日丘外	R6.4.26	R6.5.30	2,778,600	令和6年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
13	ふるさと整備課	有限会社三永工業	下田子地内用水路応急工事（能登半島地震災害関連）	下田子	R6.5.1	R6.6.7	4,960,000	令和6年能登半島地震の応急工事であり、早急な復旧が必要なことから、水路を管理している土地改良区と緊急応急工事の提携をしている業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
14	ふるさと整備課	壳木林業株式会社	西朴木地内用水路応急仮工事（能登半島地震災害関連）	西朴木	R6.5.7	R6.9.13	3,740,000	令和6年能登半島地震により、用水管路が広範囲にわたり破損し受益地への通水ができなくなったため、早急に応急仮工事を行う必要があることから、随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
15	ふるさと整備課	壳木林業株式会社	西朴木地内用水路応急仮工事（その2）（能登半島地震災害関連）	西朴木	R6.5.13	R6.9.13	3,168,000	令和6年能登半島地震により、用水管路が広範囲にわたり破損し受益地への通水ができなくなったため、早急に応急仮工事を行う必要があることから、随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
16	道路課	水見土建工業株式会社	市道鞍川1号線外1線応急修繕(能登半島地震災害関連)	鞍川	R6.5.14	R6.6.17	4,642,000	令和6年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
17	道路課	株式会社辻建設	市道寺側線外3線応急修繕(能登半島地震災害関連)	栗原	R6.5.14	R6.10.31	8,250,000	令和6年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
18	道路課	水見土建工業株式会社	市道諏訪野宗源寺線外3線応急修繕(能登半島地震災害関連)	諏訪野外3	R6.5.17	R6.6.20	3,777,400	令和6年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
19	ふるさと整備課	瞳土建工業株式会社	県単棚懸地区治山工事	棚懸	R6.5.21	R6.7.31	9,207,000	競争入札において落札者が決定しなかったことから、対応が可能な業者と特命随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
20	道路課	水見土建工業株式会社	市道柳田東8号線外1線応急修繕(能登半島地震災害関連)	柳田外	R6.5.24	R6.6.27	3,591,500	令和6年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

21	道路課	水口工業株式会社	市道大浦石坊線外 2 線応急修繕(能登半島地震災害関連)	大浦	R6.5.24	R6.6.27	3,718,000	令和 6 年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
22	ふるさと整備課	株式会社辻建設	栗原地内用水路応急仮工事 (能登半島地震災害関連)	栗原	R6.5.27	R6.7.26	3,647,600	令和 6 年能登半島地震の応急工事であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
23	道路課	氷見土建工業株式会社	市道阿尾向田線(阿尾)応急修繕(能登半島地震災害関連)	阿尾	R6.5.30	R6.7.3	5,940,000	令和 6 年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
24	道路課	辻工業株式会社	市道中谷内惣領線外 4 線応急修繕(能登半島地震災害関連)	矢田部外 3	R6.5.30	R6.8.20	5,064,400	令和 6 年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
25	道路課	氷見土建工業株式会社	市道漁港吐川線外 6 線応急修繕(能登半島地震災害関連)	中央町外	R6.6.10	R6.7.11	4,070,000	令和 6 年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
26	ふるさと整備課	株式会社駒崎工業所	窪地内用水路応急本工事 (その 3) (能登半島地震災害関連)	窪	R6.6.24	R6.7.31	3,355,000	令和 6 年能登半島地震の応急工事であり、早急な復旧が必要なことから、水路を管理している土地改良区と緊急応急工事の提携をしている業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
27	道路課	三興土木株式会社	市道七軒上庄川線(その 2)応急修繕(能登半島地震災害関連)	幸町	R6.6.24	R6.7.25	4,620,000	令和 6 年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
28	道路課	氷見土建工業株式会社	市道石坊川線外 4 線応急修繕(能登半島地震災害関連)	大浦外	R6.6.25	R6.7.26	6,017,000	令和 6 年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
29	道路課	有限会社兼仲建設	市道紅谷加納線外 4 線応急修繕(能登半島地震災害関連)	大野外	R6.7.3	R6.8.5	2,930,400	令和 6 年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
30	学校教育課	株式会社宮沢設備	湖南小学校消火栓ポンプ取替工事	飯久保	R6.7.10	R6.9.30	4,950,000	消防法で定められた設備である屋内消火栓ポンプが故障により停止しており、火災発生時の初期消火に使用する重要な消防設備であることから早急に復旧する必要があるため、随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

31	道路課	氷見土建工業株式会社	市道栄町諫訪野線外(諫訪野外)応急修繕(能登半島地震災害関連)	諫訪野外	R6.7.16	R6.8.30	5,346,000	令和6年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
32	道路課	氷見土建工業株式会社	市道北八代堀田線(海津)応急修繕(能登半島地震災害関連)	海津	R6.7.16	R6.10.3	11,627,000	令和6年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
33	環境保全課	株式会社宮本工業所	氷見市斎場火葬炉設備修繕	北八代	R6.7.19	R7.2.28	4,746,553	本火葬施設全体が独自の開発技術により構築されているため、構築した業者以外には修繕の目的を達成できないことから、特命随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
34	ふるさと整備課	有限会社三永工業	窪地内用水路応急本工事（その4）（能登半島地震災害関連）	窪	R6.7.22	R6.9.6	3,780,000	令和6年能登半島地震の応急工事であり、早急な復旧が必要なことから、水路を管理している土地改良区と緊急応急工事の提携をしている業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
35	スポーツ振興課	八洲道路株式会社	スポーツ施設駐車場応急本復旧工事（能登半島地震災害関連）	十二町、大浦、鞍川	R6.7.30	R6.12.27	5,720,000	令和6年能登半島地震の応急工事であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
36	水産振興課	氷見土建工業株式会社	女良漁港荷捌場復旧工事	中波	R6.7.31	R7.3.14	6,086,300	先行発注した女良漁港復旧工事を契約履行中の者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減に加え、適切な施工を確保する上で有利と認められることから、特命随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
37	道路課	有限会社鎌仲建設	市道大野坂津線外7線応急(その2)修繕(能登半島地震災害関連)	大野外	R6.8.2	R6.9.5	10,817,950	令和6年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
38	環境保全課	マスイエンジニアリング株式会社	不燃物処理センター前処理施設トロンメル更新整備	床鍋	R6.8.26	R7.3.21	8,454,600	整備に関してはプラントを停止する必要があり短時間で確実な施工が求められるため、プラントの構造を熟知し、相当の作業実績を有する者が実施する必要があることから、特命随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
39	学校教育課	株式会社島屋	宮田小学校法面復旧（建築一式）工事	島尾	R6.8.28	R7.3.31	70,950,000	競争入札において落札者が決定しなかったことから、対応が可能な業者と特命随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
40	ふるさと整備課	株式会社カネセ設備工業	下田子地内用水路応急本工事（その2）（能登半島地震災害関連）	下田子	R6.9.3	R6.9.27	4,224,000	令和6年能登半島地震の応急工事であり、早急な復旧が必要なことから、水路を管理している土地改良区と緊急応急工事の提携をしている業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

41	道路課	辻工業株式会社	市道矢田部古戸線外 3 線応急修繕(能登半島地震災害関連)	矢田部外3	R6.10.1	R6.11.15	8,115,800	令和 6 年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
42	商工観光課	NTT西日本株式会社 富山支店	観光防災Wi-Fi更新工事	市内一円	R6.10.15	R7.2.28	11,520,300	Wi-Fiの各アクセスポイントからToyama Free Wi-Fiへのインターネット接続に際しては、NTTブロードバンドプラットフォーム株式会社の承認サーバーを経由して行うことから、ネットワーク構築に実績があり、Toyama Free Wi-Fiへの接続に関する詳細な設定やネットワーク体系等を熟知している業者と特命随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
43	道路課	有限会社鎌仲建設	市道鞍川往易線外 4 線応急修繕(能登半島地震災害関連)	泉外	R6.11.11	R6.12.12	8,539,300	令和 6 年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
44	道路課	有限会社山茂建工	市道布施宮の前線外 3 線舗装修繕(能登半島地震災害関連)	布施	R6.11.14	R6.12.16	2,596,000	令和 6 年能登半島地震の舗装修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
45	道路課	水見土建工業株式会社	市道加納南 2 号線外 3 線応急修繕(能登半島地震災害関連)	加納外	R6.11.15	R6.12.18	10,549,000	令和 6 年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
46	道路課	水見土建工業株式会社	市道稻積桜線外 6 線応急修繕(能登半島地震災害関連)	稻積外1	R6.11.15	R6.12.18	11,000,000	令和 6 年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
47	道路課	水見土建工業株式会社	市道上庄川右岸線応急修繕(能登半島地震災害関連)	幸町外	R6.11.15	R7.1.17	11,242,000	令和 6 年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
48	道路課	水見土建工業株式会社	市道川尻 6 号線外 9 線応急修繕(能登半島地震災害関連)	川尻外	R6.11.15	R7.1.15	6,479,000	令和 6 年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
49	道路課	水見土建工業株式会社	市道上庄川左岸線外 1 線(諏訪野～北大町)応急修繕(能登半島地震災害関連)	諏訪野外	R6.11.15	R6.12.20	9,284,000	令和 6 年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
50	道路課	水見土建工業株式会社	市道柳田東 7 号線外 1 線応急修繕(能登半島地震災害関連)	柳田	R6.11.15	R6.12.26	5,654,000	令和 6 年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

51	都市計画課	立山土建株式会社	十二町潟水郷公園園路等更新工事	十二町外	R6.11.19	R7.3.10	14,311,000	2度の競争入札において落札者が決定しなかったことから、対応が可能な業者と特命随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
52	道路課	八洲道路株式会社	市道白川中央線外35線応急修繕(能登半島地震災害関連)	市内一円	R6.12.2	R7.1.15	12,457,500	令和6年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
53	道路課	三興土木株式会社	市道下田子1号線外4線応急修繕(能登半島地震災害関連)	下田子外2	R6.12.5	R7.1.14	2,750,000	令和6年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
54	道路課	三久建設株式会社	市道薮田見田窪線外3線応急修繕(能登半島地震災害関連)	薮田	R6.12.9	R7.3.31	2,761,000	令和6年能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
55	文化振興課	株式会社 萩原建設	教育文化センター災害復旧工事(能登半島地震災害関連)	本町	R6.12.24	R7.3.21	5,651,800	2度の競争入札において落札者が決定しなかったことから、対応が可能な業者と特命随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
56	環境保全課	マスイエンジニアリング株式会社	不燃物処理センター浸出液処理施設 砂ろ過・活性炭吸着設備電磁弁及び配管取替え修繕	床鍋	R7.1.7	R7.3.28	12,760,000	修繕に関しては浸出液処理施設での水処理を停止する必要があり、短時間で確実な施工が求められるため、設備構造を熟知し、相当の作業実績を有する者が実施する必要があることから、特命随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
57	ふるさと整備課	株式会社カネセ設備工業	下田子地内用水路復旧工事(能登半島地震災害関連)	下田子	R7.1.21	R7.3.14	4,015,000	令和6年能登半島地震の復旧工事であり、早急な復旧が必要なことから、水路を管理している土地改良区と緊急応急工事の提携をしている業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
58	ふるさと整備課	有限会社鎌仲建設	県単日名田地区治山工事	日名田	R7.2.12	R7.3.24	3,481,500	競争入札において落札者が決定しなかったことから、対応が可能な業者と特命随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
59	消防総務課	能越道路サービス株式会社	薮田外2地区防火水槽本復旧工事(能登半島地震災害関連)	薮田外2ヶ所	R7.2.14	R8.3.31	15,510,000	令和6年能登半島地震による亀裂等が原因で貯水量に減水が見られる防火水槽が多数確認されたため、火災等の災害に備え早急に改修する必要があることから、災害協定に準じ推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
60	消防総務課	有限会社畠尻組	論田外1地区防火水槽本復旧工事(能登半島地震災害関連)	論田外1地区	R7.2.14	R8.3.31	9,614,000	令和6年能登半島地震による亀裂等が原因で貯水量に減水が見られる防火水槽が多数確認されたため、火災等の災害に備え早急に改修する必要があることから、災害協定に準じ推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

61	消防総務課	株式会社ハマイ	島尾外 1 地区防火水槽本復旧工事（能登半島地震災害関連）	島尾外 1 地区	R7.2.14	R8.3.31	9,240,000	令和 6 年能登半島地震による亀裂等が原因で貯水量に減水が見られる防火水槽が多数確認されたため、火災等の災害に備え早急に改修する必要があることから、災害協定に準じ推奨された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
62	消防総務課	有限会社山茂建工	布施外 1 地区防火水槽本復旧工事（能登半島地震災害関連）	布施外 1 地区	R7.2.14	R8.3.31	11,671,000	令和 6 年能登半島地震による亀裂等が原因で貯水量に減水が見られる防火水槽が多数確認されたため、火災等の災害に備え早急に改修する必要があることから、災害協定に準じ推奨された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
63	道路課	株式会社駒崎工業所	朝日丘第二工区外 4 工区消雪配管漏水修繕(能登半島地震災害関連)	朝日本町外 3	R7.2.19	R7.4.14	3,718,000	令和 6 年能登半島地震の漏水修繕業務であり、緊急の必要性があることから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
64	道路課	株式会社ハマイ	市道谷村 2 号線五柱橋補修（その 3）工事	余川	R7.2.21	R7.3.28	17,182,000	市道谷村 2 号道五柱橋補修（その 2）工事を契約履行中の施工者に履行させることにより、工期の短縮、経費の節減が確保でき、適切な施工を確保する上で有利と認められることから、特命随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
65	ふるさと整備課	株式会社大谷組	地蔵町排水路補修工事	地蔵町	R7.2.28	R7.3.27	3,659,700	競争入札において落札者が決定しなかったことから、対応が可能な業者と特命随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
66	ふるさと整備課	株式会社辻建設	令和 5 年災下長池復旧工事	坪池	R6.8.21	R7.7.20	17,072,000	競争入札において落札者が決定しなかったことから、対応が可能な業者と特命随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
67	学校教育課	有限会社谷村建設	上庄小学校外壁改修工事	泉	R7.3.24	R7.5.30	3,334,100	外壁危険個所直下を立入禁止としており学校運営上支障があることから早急に工事を実施するため、随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号